

任意継続の手続きについて

◎資格取得申請について

退職日の翌日から20日以内に手続きが必要です(20日目が土日祝祭日等の場合でも期限は延びません)。

1ヶ月分(任意継続資格取得月)の保険料をお忘れなく!

手続きの時期によっては、翌月分の納付期限日が間近であったり、すでに到来している為、2ヶ月分の保険料を支払う場合もあります。事前に業務部までご確認ください。

◎納付方法(2通り)

1. 現金書留で申請書・必要書類を同封する。
2. 組合指定口座に納付し申請書・必要書類は別郵送する。

◎振込先口座

銀行及び支店名 三菱UFJ銀行 六本木支店(045)
普通預金 0002356
口座名義 自動車振興会健康保険組合
(ジドウシヤシンコウカイケンコウホケンクミアイ)

振込依頼人

(記入例) 【初回】 お名前の前に**在籍時の保険証の記号・番号**を明記してください

1 2 3 - 4 5 6 7 ケンポ タロウ

【2回目以降】 お名前の前に**任意継続の保険証の番号**を明記してください

2 3 4 5 6 ケンポ タロウ

◎申請に必要な記入書類(すべて自署でご記入ください)

●健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

※引き続きご家族の方を扶養する場合に記載する書類

●健康保険被扶養者(異動)届

●被扶養者現況届(確認書)

なお、扶養の再認定を行いますので、上記の書類に必要な証明書等を添付して下さい。

★配偶者：現在働いている方

①異動届 ②現況届 ③収入証明書 ④雇用契約書 or 直近3ヶ月の給与明細(写)

※前職の離職票コピーの提出が必要になる場合があります。

★配偶者：退職された方

①異動届 ②現況届 ③収入証明書 ④雇用保険受給状況確認書

⑤離職票1・2(コピー) ※失業給付を受け終わった方は、受給資格者証の両面コピー

※雇用保険未加入者で⑤が無い場合、下記の書類が必要です。

⑥退職証明書 ⑦雇用保険未加入だった事がわかるもの

*在職時に個人番号(マイナンバー)を提出されている場合は、必要な証明書類を一部省略できます。

その他の対象者の場合は、ホームページの「被扶養者認定に必要な添付書類一覧」をご参照ください。

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

① 在職時の健康保険証 記号及び番号	記号	番号	(801 -)
② 資格喪失の年月日(退職日の翌日)		③ 資格喪失時の標準報酬月額	
令和 年 月 日		千円	
④ 資格喪失の際使用 されていた事業所	名称		
	所在地		
資格喪失の際の管轄組合の名称		自動車振興会健康保険組合	
⑤ 保険料の納付方法 (いずれかを○で囲んでください。)	・毎月納付	・前納(9月末迄)	・前納(翌年3月末迄)
		*前納希望の場合は、健康保険組合までご連絡ください。	
健康保険組合使用欄 (記入不要)	昭・平・令 年 月 日 取得 月分～	介護保険	有・無

上記のとおり、申請します。

フリガナ 氏名		性別	生年月日
		男・女	昭・平・令 年 月 日
フリガナ			
〒	—	記入 自宅 円 ()	
現住所		必須 携帯 円 ()	
メールアドレス		@	

●保険料振込先 三菱UFJ銀行 六本木支店 普通口座 口座番号0002356

※〔任意継続の保険料は、自動引落の取り扱いを致しません〕

●振込指定先金融機関口座(組合が保険給付金等をお支払いする場合に必要となります。必ずご記入ください。)

銀行・信金・信組・農協 (銀行コード)	支店 (支店番号)
普通預金口座番号	フリガナ 口座名義

— 必ずお読みください —

- 扶養家族を継続して被扶養者にする場合は、再認定することになりますので、受付日
新たに被扶養者異動届、現況届、その他各種証明書等を添付してください。
- 今後の保険料は、毎月10日(10日が土日祝日の場合はこれらの日の翌日)
が納付期限となります。1日でも遅れると任意継続被保険者の資格がなくなりますので十分ご注意ください。
- 個人番号は、在職時に登録されたものを利用します。
- 資格を喪失した際は、すみやかに健康保険証を返納してください。

※この申請書は、健康保険法第37条の規定による期限(資格喪失の日から20日以内)までに必ず保険料を添えて、健康保険組合まで提出してください。